

車載用姿勢保持装置 申請の流れ

- ① 医師(身体障害者法第15条第1項に基づく認定を受けた医師)に、補装具費支給意見書(肢体不自由)を記入してもらう。
↓
- ② 申請書に記入する。
↓
- ③ 業者(一覧を参照)に見積書とカタログを依頼する。
(高松市に補装具の購入申請をすることを伝える)
↓
- ④ 申請書、意見書、見積書、カタログを高松市に提出する。
↓
- ⑤ 提出後10日～2週間程度で、高松市から決定通知と支給券が届くので、印鑑と一緒に業者へ持って行き、支給券を品物(車載用姿勢保持装置)と交換する。自己負担がある場合には業者に代金を支払う。

(補足)

- ※ 決定前に車載用姿勢保持装置を購入すると、補助の対象外になります。
- ※ 高松市に書類を提出する際は、総合センターへの提出、又は郵送でも可能です。
- ※ 利用者の負担は、原則として基準額の1割+基準額の超過分となります。
ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。
- ※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外となります。
- ※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課 (839-2333)へ御連絡ください。